

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和元年 6月25日

秋田県知事 佐竹 敬久 殿

提出者

住 所 宮城県仙台市若林区五橋3-2-1

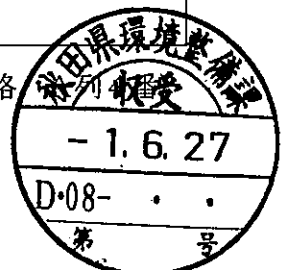
氏 名 東日本電信電話株式会社宮城事業部
取締役宮城事業部長 中 村 浩

電話番号 022-269-2006

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

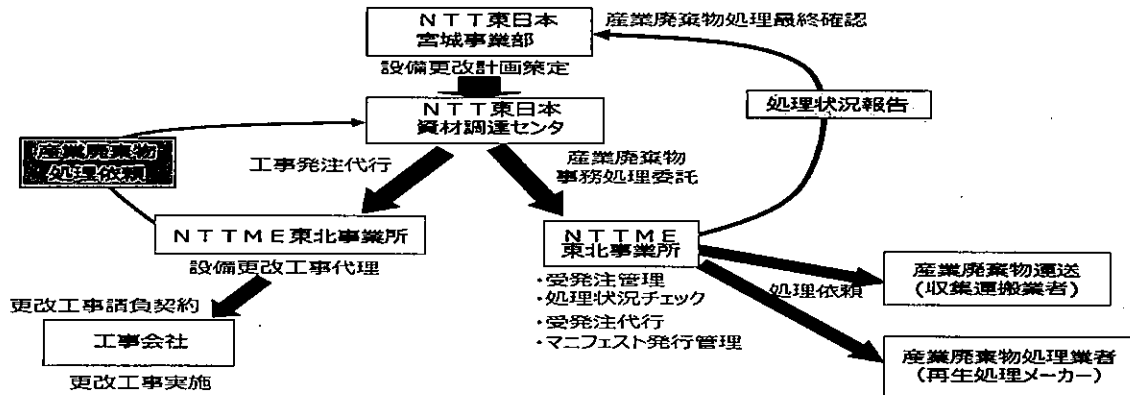
事業場の名称	東日本電信電話株式会社宮城事業部秋田支店
事業場の所在地	秋田県秋田市中通4丁目4番4号
計画期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	地域電気通信業(3711)
②事業の規模	資本金3,350億円
③従業員数	4,750人(31年3月31日時点) (東日本電信電話株式会社)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・撤去通信設備の更改作業で発生した撤去品を、産業廃棄物処理事業者へ運搬及び原材料リサイクル及び処理を委託。 通信設備工事会社 → 廃棄物収集運搬業者 → 産業廃棄物処理事業者 更改工事(産業廃棄物発生) → 産業廃棄物運搬 → 再生処理

(日本工業規格



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類			
	排出量	t		t
	(これまでに実施した取組) ・リサクルの促進 撤去コンクリート電柱などのがれき類、撤去通信設備、鋼管柱などの金属屑類など、リサイクル可能な廃棄物は原材料化を促進させ、最終処分量の削減を図っている。			
②計画	【目標】		「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類			
	排出量	t		t
	(今後実施する予定の取組) ・現状を維持し、管理徹底を図る。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・更改作業ごとに分別、再資源回収を実施し産業廃棄物の削減を図っている。 産業廃棄物となるものも区分ごとに分別を実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状を維持し、管理徹底を図る。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（平成30年度）実績】「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・NTT-ME東北事業所において産業廃棄物処理業者との契約を代行しているが、産業廃棄物収集運搬、処分を有資格者と契約しているか、年一回以上確認を実施。 ・廃什器類など支店が直接契約する場合は、資格のある産業廃棄物収集運搬業者、処理業者と契約書を交わし、また処理場を年一回以上確認している。		

②計画	【目標】「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

「別紙」

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	産業廃棄物の種類	【前年度（平成30年度）実績】	
		廃プラスチック類	金属くず
		がれき類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
		木くず	廃電気機械器具
		安定型混合廃棄物	水銀使用製品
		一般汚泥	—
		4.25 t	201.73 t
		1,051.14 t	0.07 t
		1.27 t	32.49 t
		29.68 t	0 t
		0 t	—
	排出量	【目標】	
		廃プラスチック類	金属くず
		がれき類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
		木くず	廃電気機械器具
		安定型混合廃棄物	水銀使用製品
		一般汚泥	—
		4.25 t	201.73 t
		1,051.14 t	0.07 t
		1.27 t	32.49 t
		29.68 t	0 t
		0 t	—
②計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
		がれき類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
		木くず	廃電気機械器具
		安定型混合廃棄物	水銀使用製品
		一般汚泥	—
	排出量	4.25 t	201.73 t
		1,051.14 t	0.07 t
		1.27 t	32.49 t
		29.68 t	0 t
		0 t	—

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

【前年度（平成30年度）実績】

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

金属くず

がれき類

ガラス・コンクリート・陶磁器くず

木くず

廃電気機械器具

安定型混合廃棄物

水銀使用製品

一般汚泥

—

全処理委託量

4.25 t

201.73 t

1,051.14 t

0.07 t

1.27 t

32.49 t

29.68 t

0 t

0 t

—

優良認定処理業者への
処理委託量

0 t

0 t

1,051.14 t

0 t

0 t

10 t

0 t

0 t

0 t

—

再生利用業者への
処理委託量

4.25 t

201.73 t

1,051.14 t

0.07 t

1.27 t

32.49 t

29.68 t

0 t

0 t

—

認定熱回収業者への
処理委託量

—

—

認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処理委託量

—

—

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
		がれき類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
		木くず	廃電気機械器具
		安定型混合廃棄物	水銀使用製品
		一般汚泥	—
	全 処 理 委 託 量	4.25 t	201.73 t
		1,051.14 t	0.07 t
		1.27 t	32.49 t
		29.68 t	0 t
		0 t	—
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
		1,051.14 t	0 t
		0 t	10 t
		0 t	0 t
		0 t	—
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	4.25 t	201.73 t
		1,051.14 t	0.07 t
		1.27 t	32.49 t
		29.68 t	0 t
		0 t	—
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—
※事務処理欄			